

# 旭市男女共同参画計画



平成26年3月

旭 市



## はじめに

近年の社会情勢は、少子高齢化の進展や人口減少問題、ライフスタイルの多様化、情報化の進展等著しく変動しており、私たちの生活にもさまざまな影響を及ぼしています。



このようななか、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

本市においては、関係機関と連携を図りながら男女共同参画施策に関する情報提供や啓発活動の推進に努めてまいりましたが、男女の役割を固定的に捉える考えや、性別による偏見もまだみられます。

そこで、男女共同参画施策の推進を図るため、ここに「旭市男女共同参画計画」を策定いたしました。

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画であるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づくDV基本計画としても位置づけております。

今後は、男女共同参画社会の実現を目指し、積極的に各種施策を推進してまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました旭市男女共同参画推進懇話会委員の皆様、及び市民意識調査にご協力いただきました市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成26年3月

旭市長 明智忠直

# 目 次

第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
第2章 計画の概要	
1 基本理念	2
2 基本目標	2
3 計画の体系	3
第3章 施策の内容	
基本目標Ⅰ 男女が互いを尊重する社会づくり	
主要課題1 男女共同参画意識の形成	5
主要課題2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	7
主要課題3 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	9
基本目標Ⅱ 男女が個性と能力を発揮できる環境づくり	
主要課題4 労働の場における男女共同参画の促進	12
主要課題5 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進	15
主要課題6 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進	18
基本目標Ⅲ 男女が安全安心に暮らせる社会づくり	
主要課題7 心身の健康づくりの促進	20
主要課題8 誰もが安心して暮らせる環境の整備	22
第4章 推進体制	
1 様々な団体との連携	24
指標一覧	25
参考資料	26
旭市男女共同参画計画策定経過	27
世界・国・県の男女共同参画の動き	28
男女共同参画基本法	30
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	33
旭市男女共同参画推進懇話会設置要綱	40
旭市男女共同参画推進懇話会委員名簿	41

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法が平成11年に制定され、旭市では、情報提供や啓発活動を行ってきましたが、性別による役割分担意識や、それに基づく社会慣行は依然存在しており、前提となる男女共同参画に対する意識の薄さがあると考えられます。

また、少子・高齢社会の進展、家族形態やライフスタイルの多様化、情報手段の高度化など社会経済の急激な変化が、新たな課題を生み出しています。

このような状況のもと、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、市民が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担う社会を実現するため、男女共同参画社会づくりが重要になっています。

こうした現状を踏まえ、旭市では、豊かで活力のある社会を築いていくため、「旭市男女共同参画計画」を策定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進していきます。

### 2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づくものであり、本市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2) この計画は、国の「第3次男女共同参画基本計画」、県の「第3次千葉県男女共同参画計画」及び「旭市総合計画」との整合性を図りながら、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する本市の基本計画としても位置づけています。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や本計画の進行状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 第2章 計画の概要

### 1 基本理念

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等をうたっており、また、男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際協調」を基本理念として掲げています。

この計画では、これらを踏まえ旭市における男女共同参画社会を実現するため、「男女が互いを尊重し、ともに責任を分かち合い、個性と能力を發揮することができる社会の形成」を基本理念とします。

### 2 基本目標

この計画では、次の3つの基本目標を設定し、本市の男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

#### I 男女が互いを尊重する社会づくり

男女が、社会のあらゆる分野で、個人としての尊厳が重んじられ、固定的な性別役割分担意識※にとらわれることなく、誰もが自らの存在に誇りを持って生きていける社会基盤をつくります。

#### II 男女が個性と能力を發揮できる環境づくり

男女が、互いに協力し、支え合い、仕事と生活の調和がとれ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、多様な価値観やライフスタイルに対応し、男性も女性も個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野に主体的に参画し、ともに活躍できる環境をつくります。

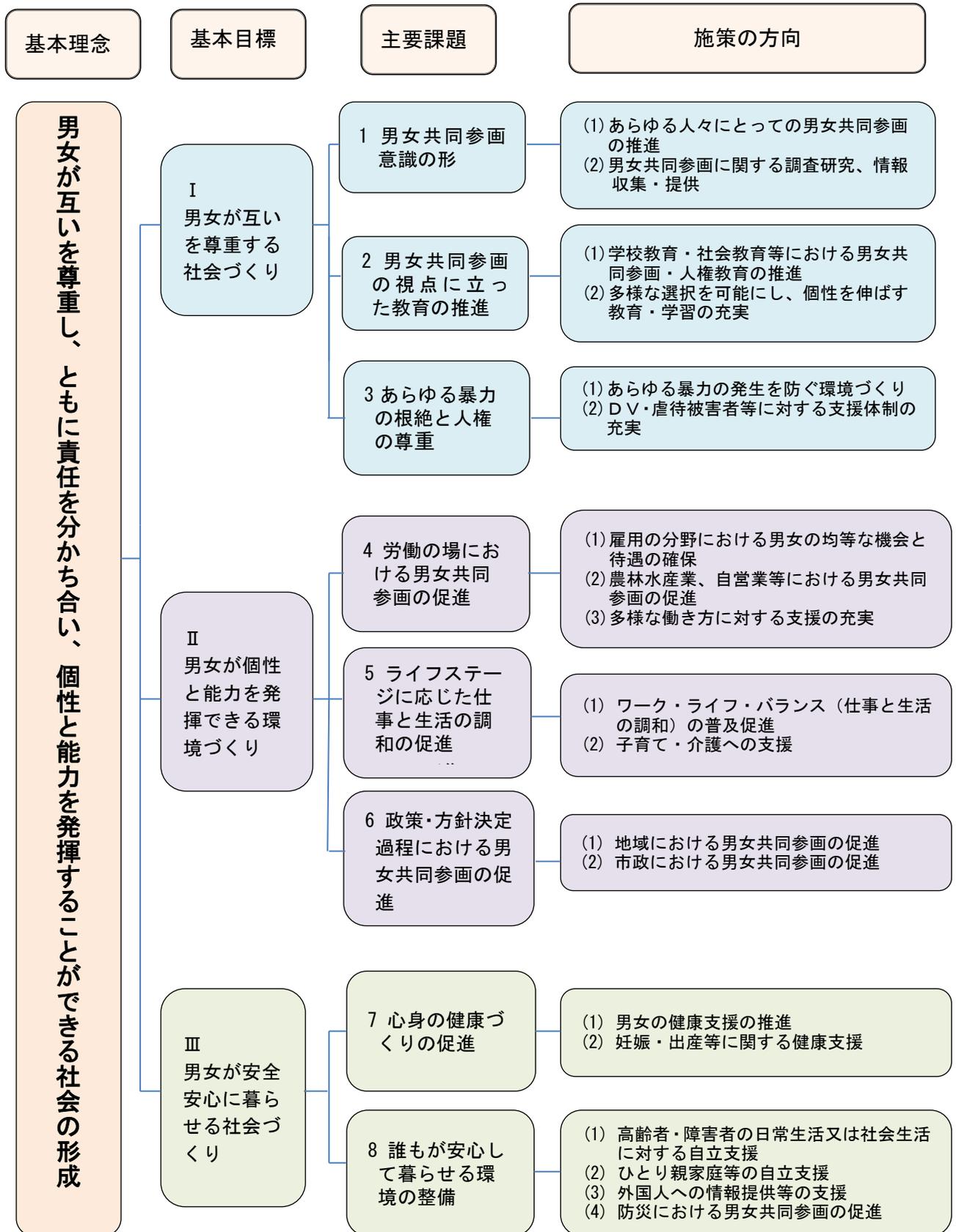
#### III 男女が安全安心に暮らせる社会づくり

男女が、生涯にわたって充実した豊かな生活を営むため、心とからだの健康づくりに努めるとともに、高齢者も障害者も、誰もがいきいきと安心して暮らせる社会をつくります。

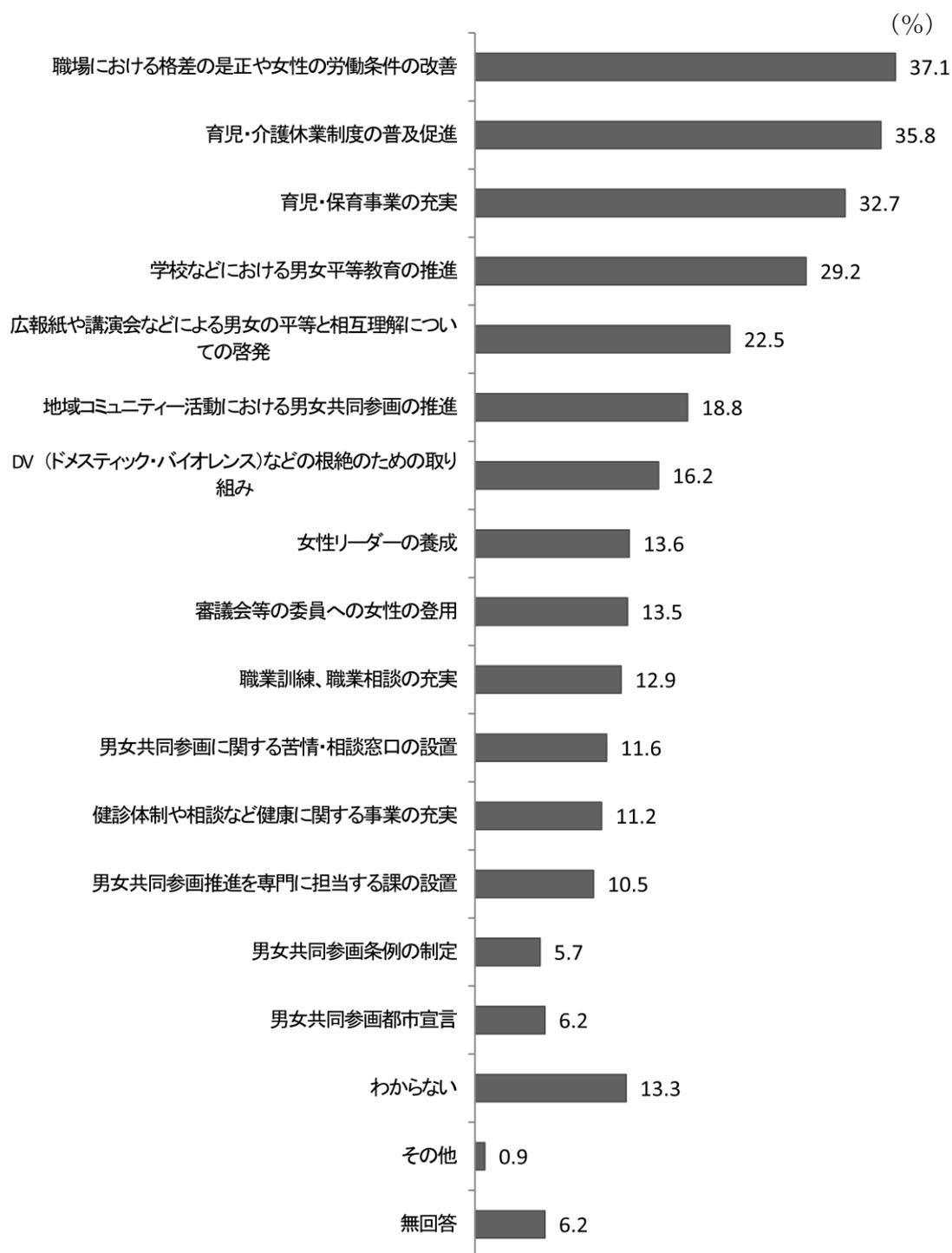
#### ※ 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

### 3 計画の体系



## 男女共同参画社会を実現するために市の施策に望むこと



「旭市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成 25 年度）

※選択肢については、あてはまるものすべてを選べるため合計では 100%以上となる。

## 第3章 施策の内容

### 【基本目標Ⅰ 男女が互いを尊重する社会づくり】

#### 主要課題1 男女共同参画意識の形成

##### ◆現状と課題

男女共同参画社会とは、男性も女性も性別や年齢に捉われず、すべての人が人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる社会です。この理念が社会の様々な面に浸透することにより、誰もが自分らしくいきいきと暮らし、男女がともにあらゆる分野へ参画することができる社会の形成につながります。

平成25年度「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）において男女の平等に関する意識について聞いたところ、「地域」、「慣習・しきたり」、「政治や行政」、「社会全体」では「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性優遇”が6割を超えており、「女性の方が優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を合わせた“女性優遇”は1割を超える分野はありませんでした。

このことから、社会的に作られた「固定的な性別役割分担意識<sup>\*</sup>」やそれに基づく慣行などを改めていくことが必要と考えられます。

##### ◆施策の方向と事業内容

#### (1) あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

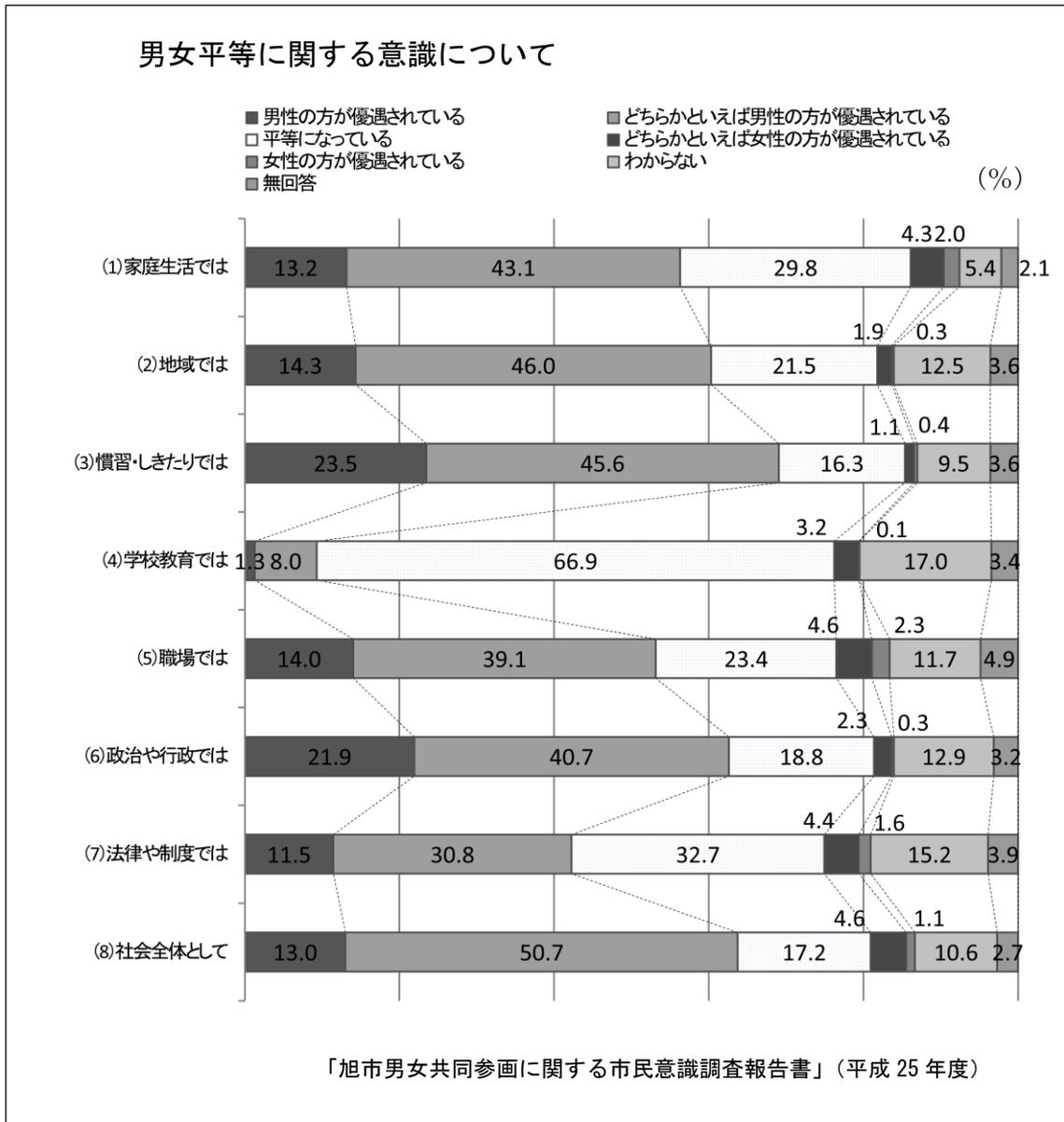
事業No.	事業名	事業内容	担当課
1	男女共同参画社会づくり啓発事業	男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動を推進します。	市民生活課
2	相談体制の充実	人権擁護委員と連携し、相談体制の充実に努めます。	市民生活課
3	出前講座の実施	市民グループ等に対し、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	市民生活課

#### (2) 男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供

事業No.	事業名	事業内容	担当課
4	市民意識調査の実施	男女共同参画に関する市民意識を把握するため、定期的に意識調査を実施します。	市民生活課
5	情報提供	公立図書館において男女共同参画に関する冊子やDVDの閲覧及び貸し出しを実施します。	生涯学習課

◆施策の目標

指標名	目標値	担当課
広報紙を利用した男女共同参画についての啓発	年2回以上	市民生活課
男女共同参画意識啓発機会の提供	年2回以上	市民生活課



※ 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

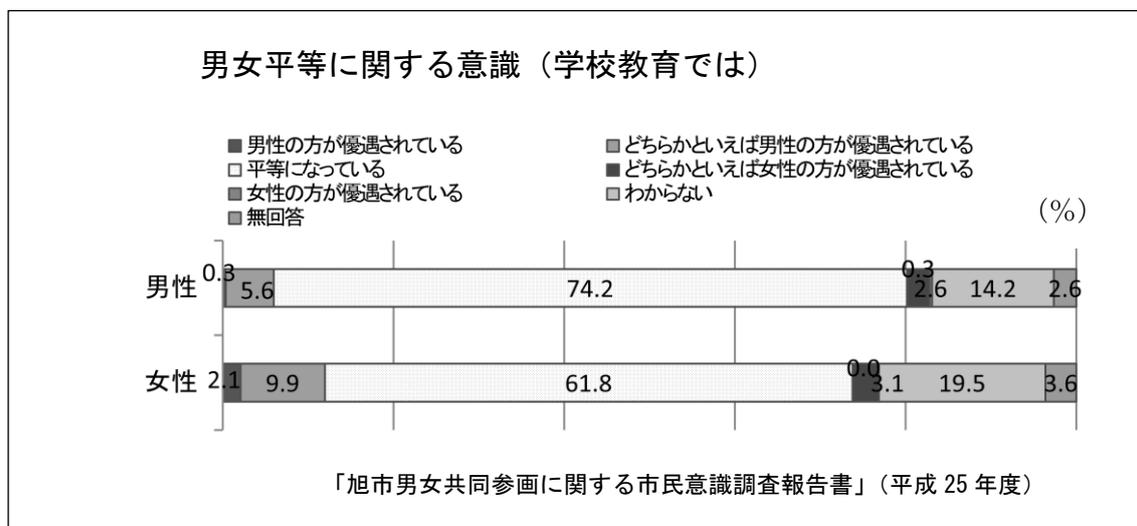
## 主要課題 2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

### ◆現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を發揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるものが教育や学習です。平成25年度市民意識調査によると、学校教育の場での男女の平等意識に関し「平等」と感じる人の割合が男性では約7割、女性では約6割を占め、他の分野に比べると相対的に男女の平等意識が高い水準となっていますが、より一層の男女共同参画について理解を深めるためには、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図り、男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、男女共同参画の視点に立った教育や学習の充実を図ることが必要です。

学校教育においては、社会的性別（ジェンダー）<sup>\*</sup>の定義の誤った運用や解釈がされないよう配慮しつつ、児童・生徒の発達段階に応じて、学校教育全体を通じ、人権尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図るとともに、男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、一人ひとりの個性を尊重し、その能力を伸ばしていくことができる教育の推進が必要です。また、校長を始めとする教職員に対して、男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう研修等の取り組みを促進することが必要です。

社会教育においては、男女が生涯を通じて、男女共同参画の意識を高める学習機会の提供や、家庭教育の支援、家庭・地域生活における男女共同参画への理解の浸透を推進することが重要です。また、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発に努めることも必要です。



## ◆施策の方向と事業内容

### (1) 学校教育・社会教育等における男女共同参画・人権教育の推進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
6	男女平等教育・人権教育の推進	性別にとらわれることのない個性を重視した男女平等教育・人権教育を推進します。	学校教育課
7	個性重視の進路指導の推進	固定的な男女別の職業観にとらわれない、主体的な進路選択ができるよう、本人の適性・希望を踏まえ、個性を重視した適切な指導を推進します。	学校教育課
8	教職員研修の充実	性別にとらわれず一人ひとりが個性を育む指導ができるよう、教職員の資質向上と意識啓発を図ります。	学校教育課
9	家庭教育学級の充実	心豊かなたくましい子どもを育てるため、家庭教育指導員や社会教育指導員と連携し、家庭教育学級の充実を図ります。また、父親が参加しやすい環境づくりに努めます。	生涯学習課

### (2) 多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実

事業No.	事業名	事業内容	担当課
10	キャリア教育の充実	男女がともに一人ひとりの個性と能力を伸ばせる教育・学習機会を充実させ、主体的に進路の選択ができるよう指導します。	学校教育課

## ◆施策の目標

指標名	目標値	担当課
職場体験学習の実施	全小・中学校で実施	学校教育課
教職員研修への参加	全小・中学校から各1名以上の参加	学校教育課
家庭教育学級の開催回数	125回	生涯学習課

#### ※ 社会的性別（ジェンダー）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

### 主要課題3 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

#### ◆現状と課題

人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。男女を問わず、すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。しかし、個人の人権に対する重大かつ深刻な侵害である暴力は、身体への暴力ばかりでなく精神的、性的な暴力など、様々な形で社会に存在しています。それがどんな形のものであっても、誰に対しても、また、どんな理由があっても、暴力は決して許されるべきではなく、暴力・人権侵害の発生を防ぐ環境づくりを積極的に推進していくことが求められています。

特に、ドメスティック・バイオレンス（DV）\*は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、家庭内で行われるため同居する子どもにも重大な影響を及ぼすものです。

このため、DVは男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題となっています。本市へのDVに係る相談件数は年々増加傾向にあり、県や民間団体との連携を図りながら、相談体制の充実や、DV被害者の保護と生活再建支援などの取り組みを強化していく必要があります。さらに、近年では、親しい間柄にある若者の間の暴力である「デートDV\*」についても、深刻な被害が報告されていることから、デートDV防止のための取り組みも重要です。

また、児童虐待も年々増加傾向にあり、中には子どもの死という深刻な事態にまで陥る事例もあります。児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援に努めます。

#### ◆施策の方向と事業内容

##### (1) あらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくり

事業No.	事業名	事業内容	担当課
11	DV防止についての啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせての広報活動などにより、DVは重大な人権侵害であることを周知します。	市民生活課 子育て支援課
12	児童虐待防止対策の推進	児童虐待防止推進月間にあわせ、児童虐待防止・予防に関する啓発を行います。	子育て支援課
13	高齢者・障害者虐待防止対策の推進	関係機関と連携し、窓口等において虐待防止に関する啓発を行うとともに、虐待防止ネットワーク会議の設置を図ります。	高齢者福祉課 社会福祉課

14	早期発見への取り組み	乳幼児健診未受診者の把握や家庭訪問指導を通じて、DVや児童虐待の早期発見に努めます。	健康管理課
15	暴力の発生を防ぐ環境づくり	犯罪防止のため、自主防犯組織の活動を支援します。	総務課
16	防犯施設の整備	防犯施設の充実や防犯灯の増設を行い犯罪防止に努めます。	総務課
17	安全な登下校への取り組み推進	P T A等と協力し、児童・生徒の安全を守るための取り組みを行います。	学校教育課

## (2) DV・虐待被害者等に対する支援体制の充実

事業No.	事業名	事業内容	担当課
18	人権侵害に対する相談等の充実	人権相談の充実や法務局との連携を図ります。	市民生活課
19	相談窓口の充実	DV相談窓口職員、家庭児童相談員等を配置し、相談窓口の充実を図ります。	市民生活課 子育て支援課
20	相談窓口職員等の研修機会の充実	被害者の人権等に十分な配慮がなされるよう、相談窓口職員等の研修機会を充実させます。	市民生活課 子育て支援課
21	DV・虐待被害者の支援	関係機関と連携し、被害者に適切な支援を行い、状況に応じて緊急避難支援を行います。	市民生活課 子育て支援課
22	関係団体との連携強化	DV及び児童虐待は多様な関係機関による支援が必要であるため、関係団体との連携を図ります。	市民生活課 子育て支援課
23	緊急保護協力施設との連携	関係施設と連携し、虐待等により緊急保護が必要な高齢者・障害者に対応します。	高齢者福祉課 社会福祉課

### ※ ドメスティック・バイオレンス (DV)

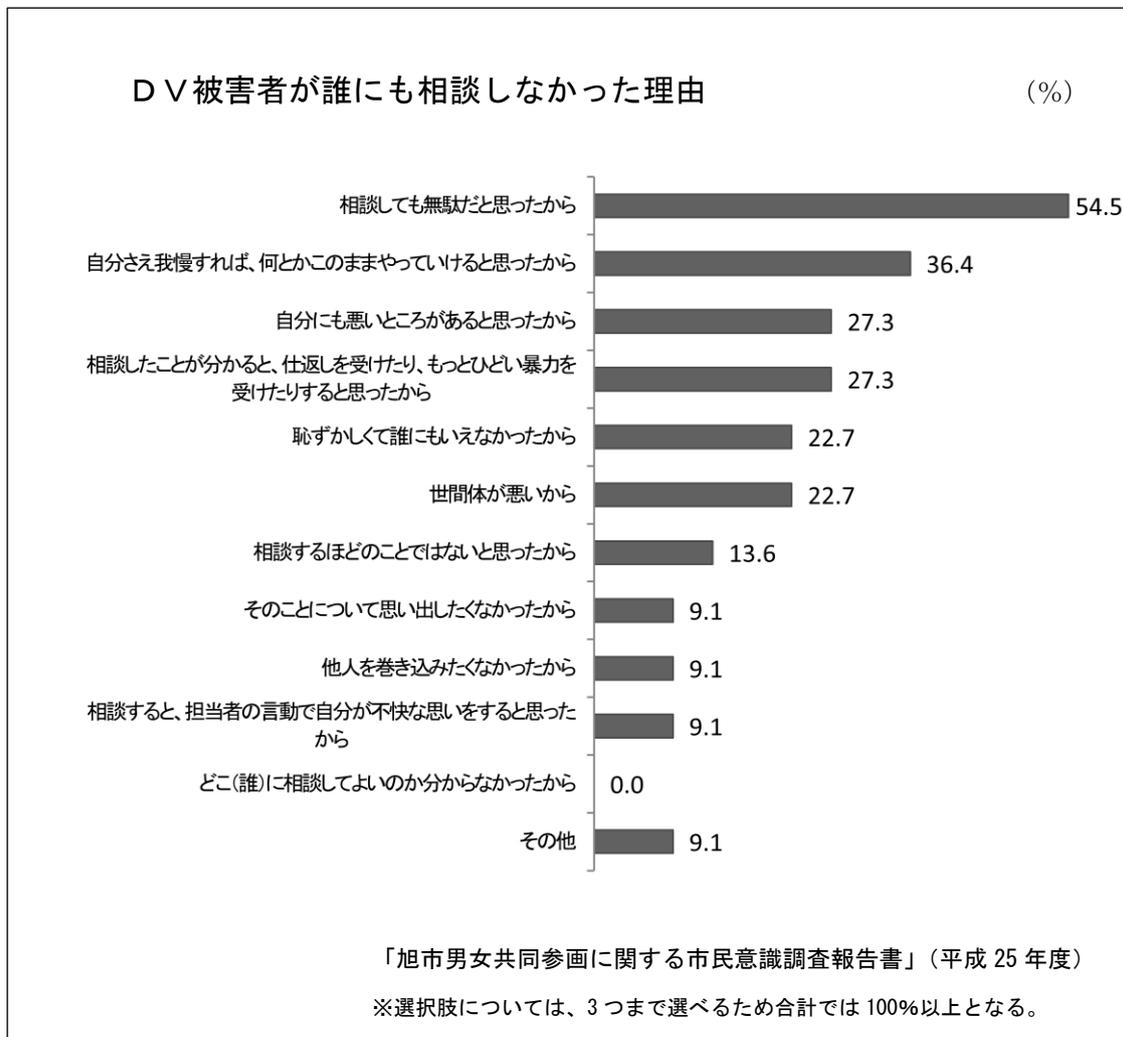
配偶者間・パートナー間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

### ※ デートDV

若い世代に起きている恋人間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

◆施策の目標

指標名	目標値	担当課
広報紙を利用したDV防止についての啓発	年1回以上	市民生活課
虐待防止ネットワーク会議の設置・会議	年1回以上開催	社会福祉課 高齢者福祉課
乳幼児健診未受診者の把握	未把握0件	健康管理課
防犯灯の設置数	5, 100基	総務課
人権意識啓発機会の提供	年2回以上	市民生活課
相談窓口職員の研修機会の提供	年1回以上	市民生活課 子育て支援課



## 【基本目標Ⅱ 男女が個性と能力を発揮できる環境づくり】

### 主要課題4 労働の場における男女共同参画の促進

#### ◆現状と課題

就労の分野では、男女雇用機会均等法によって制度上の男女の均等は実現されていますが、雇用条件や就業環境等に男女格差がみられ、女性の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害している状況もあります。

労働意欲をもつ女性の就労を支援する取り組みとして、就労に関する情報提供、各種資格の取得や職業能力開発の支援、多様な選択を可能にする職種の開拓等があります。

「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」など法制面の充実が図られ、女性の働く環境は徐々に改善されています。しかしながら、雇用や待遇、昇任・昇格等において、今もなお男女の格差があるのが現状です。

平成25年度市民意識調査では、職場での男女の地位については“男性優遇”と約半数が答えています。また、「女性が仕事を続けるうえでの障害」について一番多いものは、「長く働き続けられるような職場の条件や制度が不十分なこと」、二番目は「職場での結婚や出産、育児を支援する制度や雇用主の理解が不十分なこと」となっています。

また、農業や水産業等の振興、活性化において、女性の果たす役割は大きいものの、経営への参画は進んでいない状況にあります。また、仕事と生活の区分がつけにくいいため、女性の労働が十分に評価されていない面も残っています。今後は、社会全体が農業・自営業に就く女性を労働者として正しく評価し、労働条件の改善を図っていくことが必要です。

このことから、女性が結婚や出産・子育て等をしながら継続して就労できる環境整備と、あらゆる労働の場において男女が均等な機会を与えられ、働く意欲や能力が十分に発揮でき、正當に評価される環境づくりが求められています。

#### ◆施策の方向と事業内容

##### (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

事業No.	事業名	事業内容	担当課
24	男女雇用機会均等法の普及促進	職場において男女の均等な雇用機会と待遇を確保するため雇用分野の法律や制度の周知を図ります。	商工観光課
25	地域職業相談室等との連携	地域職業相談室等と連携して、労働者への情報提供等を行います。	商工観光課

(2) 農林水産業、自営業等における男女共同参画の促進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
26	家族経営協定 <sup>※</sup> の締結促進	家族経営協定の締結を促進します。	農水産課
27	漁業士、農業士等の認定促進	女性の漁業士や農業士等の認定を促進します。	農水産課

(3) 多様な働き方に対する支援の充実

事業No.	事業名	事業内容	担当課
28	一般事業主行動計画策定の周知	従業員101人以上の事業主に対して、計画策定が義務付けられている旨の周知を図ります。	商工観光課
29	各種講座への参加促進	市や県女性センター等で開催する女性の職業能力開発講座等への参加を促進します。	商工観光課 市民生活課
30	関係団体への情報提供等	企業等の求人情報の収集・提供を行います。	商工観光課

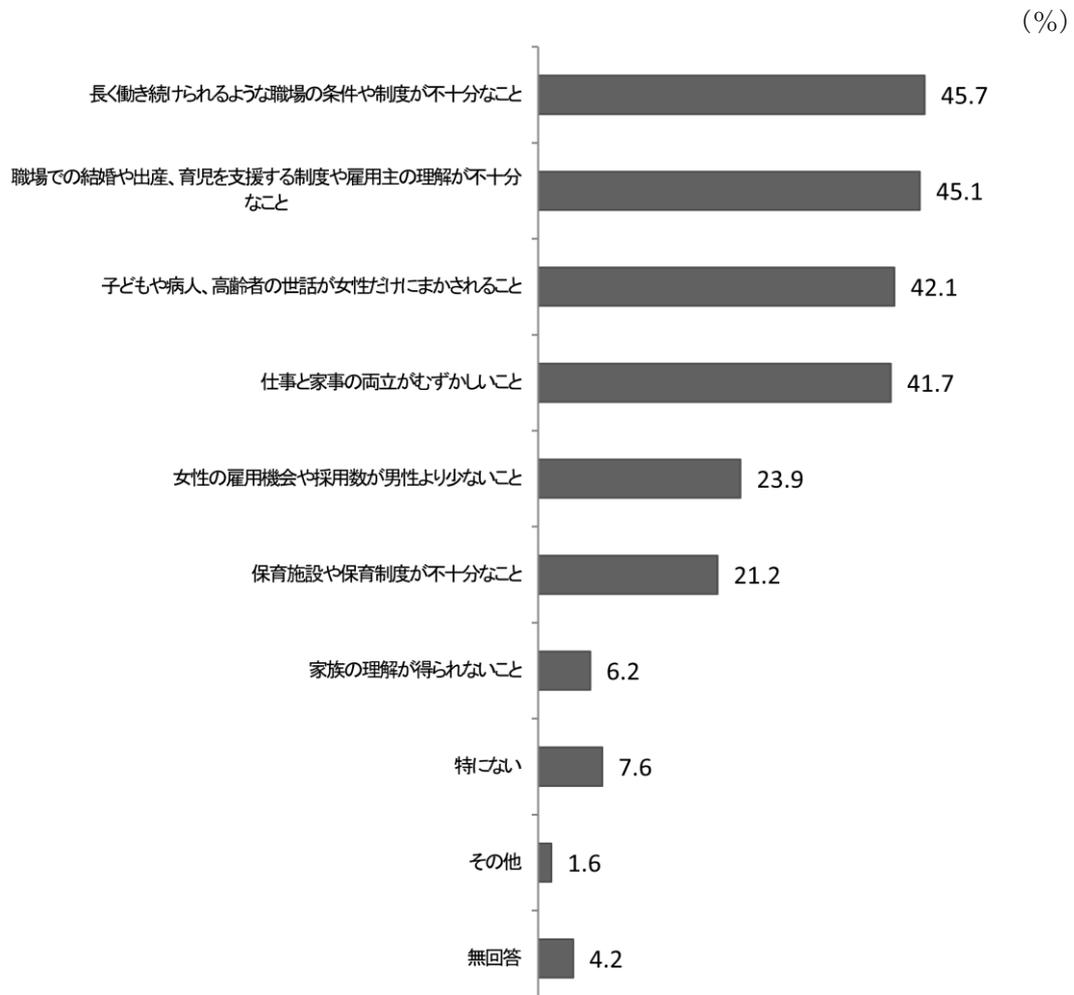
◆施策の目標

指標名	目標値	担当課
家族経営協定の締結数	180経営体	農水産課

※ 家族経営協定

農林漁業経営を担っている家族全員が、意欲とやりがいを持って参画できる魅力ある経営を目指して、経営方針や役割分担、報酬・休日等の就業条件などについて話し合い、取り決めたルールを文書で結ぶもの。

## 女性が仕事を続けるうえでの障害



「旭市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(平成 25 年度)

※選択肢については、3 つまで選べるため合計では 100%以上となる。

## 主要課題5 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

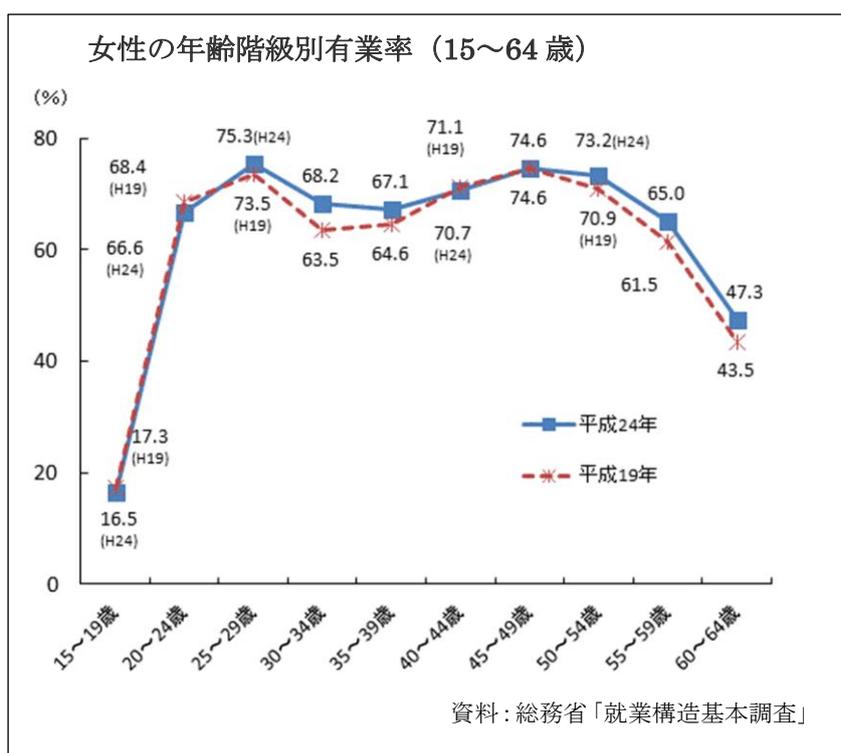
### ◆現状と課題

家庭生活は、家族の共同責任において営まれるのが基本です。近年、家族が家事・子育て・介護等を協力し合っている家庭も見られますが、依然として多くの女性が家庭責任の大半を担っています。また、女性は結婚や出産・子育て期に離職する傾向があり、有業率はM字カーブ\*を描いています。

一方、男性の多くは仕事中心の生活となっており、家庭生活へ参加する時間的、精神的余裕がない生活環境におかれています。

こうした状況を改善するためには、働く女性と男性が仕事と家庭の両立を図りやすい環境を整える必要があります。企業の人事制度には、育児・介護休業制度取得や短時間勤務制度等、多様な働き方が可能となる制度の導入促進等を図ることが必要です。

女性だけでなく、男性も積極的に育児・介護休業を取得するように啓発を進めることや、労働時間の短縮、有給休暇の完全消化に向けて企業に働きかけていくことも課題となっています。



#### ※M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることを言う。Mを描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多く、子育てが一段落すると再び就労するという特徴があるためである。国際的には台形型に近づいている国が多い。

## ◆施策の方向と事業内容

### (1) ワーク・ライフ・バランス※（仕事と生活の調和）の普及促進

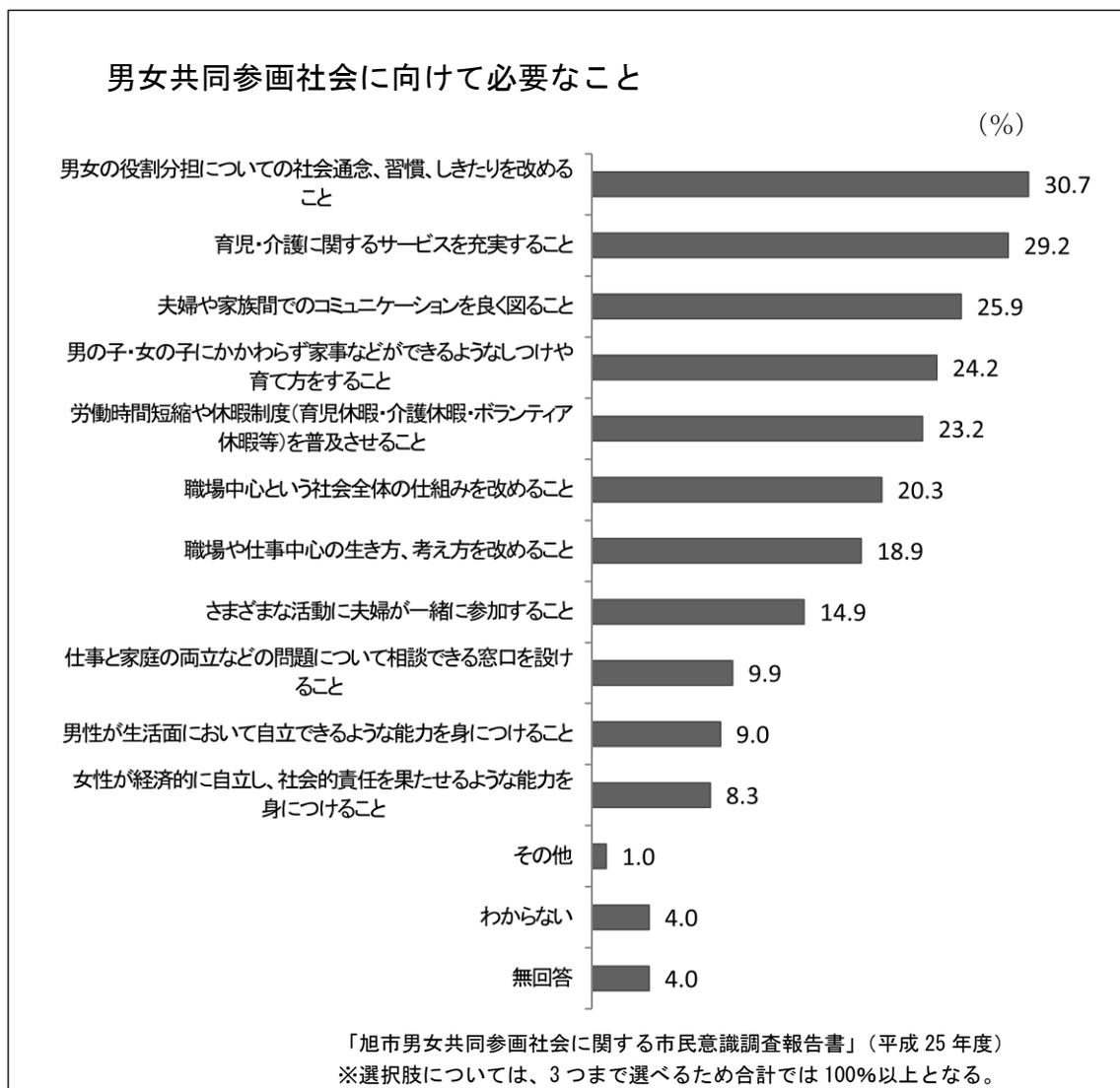
事業No.	事業名	事業内容	担当課
31	事業所へのワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発	関係機関と連携し、事業所等への意識啓発に努めます。	商工観光課
32	育児・介護休業制度等の周知	育児休業、介護休業など、各種休業制度に関する周知を図ります。	商工観光課
33	市の男性職員における育児参加の推進	地域社会における男性の育児参加を促進するため、市の男性職員が率先して育児に携わるよう働きかけます。	総務課
34	市職員へのワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発	市職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持って職務に当たることができるよう、積極的な働きかけや情報提供を行います。	総務課

### (2) 子育て・介護への支援

事業No.	事業名	事業内容	担当課
35	保育サービスの充実	児童の保護者が、安心して働くことができるよう、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育など、多様な保育制度の充実を図ります。	子育て支援課
36	子育て支援センターの充実	気軽に相談できる窓口を設け、子育てに関する情報などを提供します。	子育て支援課
37	つどいの広場の運営	乳幼児を持つ子育て家庭を支援するため、交流の場を提供します。	子育て支援課
38	放課後児童の健全育成	放課後に適切な遊びや活動拠点を与えるよう、地域子ども教室の開設、放課後児童クラブの運営を図ります。	学校教育課 生涯学習課
39	男性の育児参加促進	両親学級を開催し、男女がともに育児にかかわることの大切さについて理解を深めるよう指導します。	健康管理課
40	介護サービス情報の提供	男女がともに介護を担うことができるよう、ライフスタイルに応じて適切な介護サービス情報を提供します。	高齢者福祉課

## ◆施策の目標

指標名	目標値	担当課
事業所に対するワーク・ライフ・バランスの啓発	年1回以上	商工観光課
育児休業取得率（市職員）	女性100% 男性10%	総務課
一時預かり保育実施箇所数	16箇所	子育て支援課
延長保育実施箇所数	8箇所	子育て支援課



### ※ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

「仕事」と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。平成19年12月、関係閣僚、経済界、労働界、地方自治体の同意により「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定され、その実現に向けて官民一体となって取り組み始めた。

## 主要課題6 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

### ◆現状と課題

政策・方針決定過程<sup>\*</sup>に男女が共同して参画する機会が確保されることは、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の基盤を成すものです。また、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある経済社会を構築するためにも、人材の活用、複数の異なる視点の導入、新たな発想の取入れ等の観点から、女性のエンパワーメント<sup>\*</sup>を支援し、政策・方針決定過程への女性の参画を進めることが重要です。

女性の参画は様々な分野で進んできていますが、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とはいえず、未だに少ないのが現状です。今後は、本市の審議会等の女性委員の増加を目指し、女性登用の推進に向け取り組んでいきます。

### ◆施策の方向と事業内容

#### (1) 地域における男女共同参画の促進

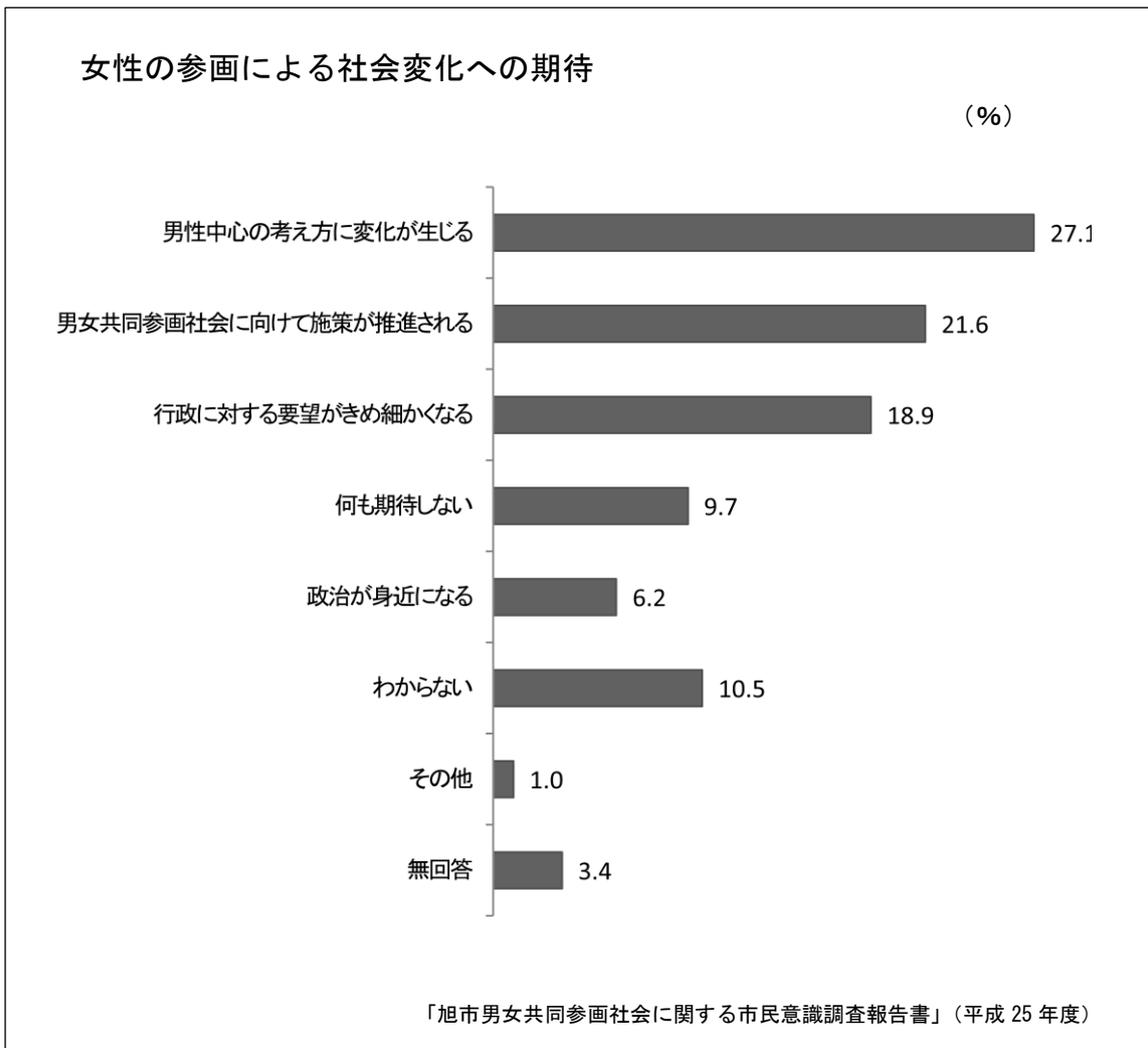
事業No.	事業名	事業内容	担当課
41	市民団体の活動支援	市民団体の育成・連携・交流を図り活動を支援します。	市民生活課
42	生涯学習活動支援	市民の自主的学習活動やサークル活動などを支援します。	生涯学習課

#### (2) 市政における男女共同参画の促進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
43	審議会等への市民公募促進	男女が広く市政に参画できるよう、市民公募枠の設定について関係部署へ働きかけます。	企画政策課
44	審議会等への女性委員登用の促進	女性委員の登用率の向上に向け、関係部署への周知を図り積極的に女性の登用を促進します。	市民生活課
45	女性職員の登用推進	職員の意欲、能力等を十分考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく職域拡大を図り、かつ女性の登用を進めます。	総務課

◆施策の目標

指標名	目標値	担当課
審議会等における女性委員の割合	30%	市民生活課 関係各課
女性管理職の割合（市職員）	25%	総務課



※ 政策・方針決定過程

国や県等の行政機関の場合「政策決定過程」、企業など民間団体等の場合「方針決定過程」と使い分けている。

※ 女性のエンパワーメント

女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

【基本目標Ⅲ 男女が安全安心に暮らせる社会づくり】  
 主要課題 7 心身の健康づくりの促進

◆現状と課題

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件であり、男女が互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、それぞれが健康管理とライフスタイルに応じた健康づくりについて主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくための健康教育、相談体制を確立する必要があります。

特に、女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することもあり、男女ともに理解し配慮する必要があります。

◆施策の方向と事業内容

(1) 男女の健康支援の促進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
46	健康づくりの推進	健康づくりに対する意識啓発を図り、より良い生活習慣への改善に取り組めるよう支援します。	健康管理課 保険年金課
47	健康教育・健康相談の充実	保健センターや地区集会所などにおいて、健康教育・健康相談・栄養指導等を行います。	健康管理課
48	性差に応じた健康支援の推進	男女の性差を踏まえた健康支援を進めるため、性差に応じたがん検診や骨粗しょう症検診等を実施します。	健康管理課

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

事業No.	事業名	事業内容	担当課
49	妊娠・出産期における健康支援	安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査の助成を行います。また、乳幼児健康診査をはじめとする健康支援、相談事業の充実を図ります。	健康管理課

50	乳児家庭への訪問	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、予防接種等の情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行います。	健康管理課
----	----------	--	-------

◆施策の目標

指標名	目標値	担当課
胃がん検診の受診率	23%	健康管理課
乳児家庭への訪問	全件訪問	健康管理課

## 主要課題 8 誰もが安心して暮らせる環境の整備

### ◆現状と課題

全国的に進む急速な高齢化は、介護や生活支援の問題だけでなく、健康維持、生きがいづくりなど様々な分野で大きな影響を与えています。これからの社会において、高齢者や障害のある人が社会参画の機会を持ち、自立し、いきいきと安心して暮らせる環境づくりが必要となっています。

また、核家族化や少子化、地域で子育てを支える機能の低下等により、子育てに対する不安感や孤立感を持つ親が増加しています。ひとり親家庭では、仕事、家事、子育てを、母親か父親のいずれかがすべて担う必要があり、経済・教育・健康面などで不安や負担が大きくなっています。ひとり親家庭の生活安定と、養育される子どもの健全な成長のため、個々の態様に応じた自立支援が必要です。

本市では、平成25年10月現在の外国人数が996人となっており、外国人が生活しやすい環境の整備を進めるとともに、市民との相互理解の促進が求められています。

また、東日本大震災を契機に、より災害に強いまちづくりを目指し、自主防災組織の育成や避難誘導體制の確立など、さらなる対策が求められており、男女双方の視点に立った地域の防災対策を推進する必要があります。

### ◆施策の方向と事業内容

#### (1) 高齢者・障害者の日常生活又は社会生活に対する自立支援

事業No.	事業名	事業内容	担当課
51	介護予防教室等の充実	介護予防や介護者の健康づくり等に関する講座等を開催するとともに出前講座を実施します。	高齢者福祉課
52	生きがいづくりの推進	高齢者が自らの能力や経験を生かしながら、多様な社会に参画できるよう老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援します。	社会福祉課
53	相談支援体制の充実	高齢者・障害者等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。	社会福祉課 高齢者福祉課
54	自立への基盤づくり	障害者等の社会との交流促進のため地域活動支援センター等の充実を図ります。	社会福祉課

## (2) ひとり親家庭等の自立支援

事業No.	事業名	事業内容	担当課
55	ひとり親の自立支援の充実	自立に必要な情報提供をするとともに、各種手当での支給、医療費助成等を通じ、生活の安定を図ります。	子育て支援課
56	母子家庭の母等に対する就労支援	就労経験の少ない母子家庭の母や、生活保護受給者に対し、必要な情報提供を行い、就労を支援します。	子育て支援課 社会福祉課

## (3) 外国人への情報提供等の支援

事業No.	事業名	事業内容	担当課
57	在住外国人への情報提供	本市に在住または本市を訪れる外国人に対して、外国語による情報提供等の支援を行います。	秘書広報課 企画政策課

## (4) 防災における男女共同参画の促進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
58	男女共同参画の視点を取り入れた防災計画づくり	防災計画の策定にあたっては、男女共同参画と多様性配慮の視点を取り入れます。	総務課
59	女性の視点を盛り込んだ防災用品の整備	災害に備えての生活用品の備蓄や避難所の運営について女性の視点を盛り込みます。	総務課
60	自主防災組織の育成	地域の自主防災組織を育成し、自主的な対応がとれる体制づくりを目指します。	総務課

## ◆施策の目標

指標名	目標値	担当課
高齢者の健康づくり等に関する講座の開催	年1回以上	高齢者福祉課
障害者の訪問系サービスの利用者数	93人	社会福祉課
障害者の日中活動系サービスの利用者数	305人	社会福祉課
ひとり親等への支援の満足度	増加を目指します	子育て支援課
市ホームページの外国語表記	外国語表記のホームページ開設を目指します	秘書広報課 企画政策課
避難訓練の実施	年1回以上	総務課

## 第4章 推進体制

### 1 様々な団体との連携

本計画を推進するためには、市職員をはじめ、市民、市民団体、企業などが計画に対する理解を深め、全市的な広がりをもって、あらゆる分野で取り組んでいく必要があります。

庁内においては、市職員の意識を高めるとともに、計画の実行に際しては横断的な取り組みが求められます。また、そうした取り組みの効果について検証していく必要があります。

#### (1) 庁内推進体制の充実

男女共同参画施策は、あらゆる分野にわたることから、全庁的な取り組みが必要です。庁内推進体制の強化を図り、計画の進行管理を行うことで、より着実に計画を推進します。

また、外部組織である「旭市男女共同参画推進懇話会」において、幅広く意見や助言、協力等を求め、男女共同参画社会の形成に関する施策の企画及び推進へ反映させていきます。

- 庁内関係各課と連携し、計画の進行管理の実施
- 旭市男女共同参画推進懇話会の開催

#### (2) 国・県との連携強化

国・県との連携を図り、相互協力して効果的な施策の展開を目指します。

- 国・県との連携した取り組みの推進
- 千葉県男女共同参画地域推進員<sup>※</sup>制度の活用
- 県内市町村との情報交換

#### ※ 千葉県男女共同参画地域推進員

地域の実情に通じ、男女共同参画の推進について熱意を有する市民を市が県に推薦し、県知事の委嘱を受けた地域推進員が、地域において県や市とのパイプ役となり、男女共同参画を推進する活動をしています。

## 指標一覧

基本 目標	指 標 名	目 標 値	担 当 課
Ⅰ 男女が互いを尊重する社会づくり	広報紙を利用した男女共同参画についての啓発	年 2 回以上	市民生活課
	男女共同参画意識啓発機会の提供	年 2 回以上	市民生活課
	職場体験学習の実施	全小・中学校で実施	学校教育課
	教職員研修への参加	全小・中学校から 各 1 名以上の参加	学校教育課
	家庭教育学級の開催回数	1 2 5 回	生涯学習課
	広報紙を利用したDV防止についての啓発	年 1 回以上	市民生活課
	虐待防止ネットワーク会議の設置・会議	年 1 回以上開催	社会福祉課 高齢者福祉課
	乳幼児健診未受診者の把握	未把握 0 件	健康管理課
	防犯灯の設置数	5, 1 0 0 基	総務課
	人権意識啓発機会の提供	年 2 回以上	市民生活課
	相談窓口職員の研修機会の提供	年 1 回以上	市民生活課 子育て支援課
Ⅱ 男女が個性と能力を 発揮できる環境づくり	家族経営協定の締結数	1 8 0 経営体	農水産課
	事業所に対するワーク・ライフ・バランスの啓発	年 1 回以上	商工観光課
	育児休業取得率（市職員）	女性 1 0 0 % 男性 1 0 %	総務課
	一時預かり保育実施箇所数	1 6 箇所	子育て支援課
	延長保育実施箇所数	8 箇所	子育て支援課
	審議会等における女性委員の割合	3 0 %	市民生活課 関係各課
	女性管理職の割合（市職員）	2 5 %	総務課
Ⅲ 男女が安全安心に 暮らせる社会づくり	胃がん検診の受診率	2 3 %	健康管理課
	乳児家庭への訪問	全件訪問	健康管理課
	高齢者の健康づくり等に関する講座の開催	年1回以上	高齢者福祉課
	障害者の訪問系サービスの利用者数	9 3 人	社会福祉課
	障害者の日中活動系サービスの利用者数	3 0 5 人	社会福祉課
	ひとり親等への支援の満足度	増加を目指します	子育て支援課
	市ホームページの外国語表記	外国語表記の ホームページ開設を 目指します	秘書広報課 企画政策課
	避難訓練の実施	年 1 回以上	総務課

## 参 考 资 料

## 旭市男女共同参画計画策定経過

年 月 日	内 容
平成 25 年 6 月 14 日 (金)	第 1 回旭市男女共同参画計画策定委員会及び専門部会合同会議 (1) 旭市男女共同参画計画策定委員会及び専門部会の進め方 (2) 旭市男女共同参画計画策定スケジュールについて (3) 旭市男女共同参画市民意識調査の実施について
平成 25 年 6 月 18 日 (火)	旭市男女共同参画推進懇話会委嘱書交付式 (1) 委嘱書交付式 (2) 男女共同参画研修会 (旭市職員との合同研修会) 講演「はじめから学んでみよう！男女共同参画」 講師：松田敏子 (習志野市男女共同参画審議会会長)  第 1 回旭市男女共同参画推進懇話会 (1) 会長の互選 (2) 旭市男女共同参画推進懇話会の進め方 (2) 旭市男女共同参画計画策定スケジュールについて (3) 旭市男女共同参画市民意識調査の実施について
平成 25 年 6 月 20 日 (木)	第 2 回旭市男女共同参画計画策定専門部会 旭市男女共同参画に関する市民意識調査について
平成 25 年 7 月 17 日 (水) ～8 月 7 日 (水)	旭市男女共同参画に関する市民意識調査
平成 25 年 10 月 30 日 (水)	第 3 回旭市男女共同参画計画策定専門部会 旭市男女共同参画に関する市民意識調査報告書について
平成 25 年 11 月 26 日 (火)	第 2 回旭市男女共同参画計画策定委員会 (専門部会合同会議) (1) 旭市男女共同参画に関する市民意識調査報告書について (2) 旭市男女共同参画計画 (素案) について
平成 25 年 12 月 9 日 (月)	第 2 回旭市男女共同参画推進懇話会 (1) 旭市男女共同参画に関する市民意識調査報告書について (2) 旭市男女共同参画計画 (素案) について
平成 25 年 12 月 20 日 (金) ～平成 26 年 1 月 10 日 (金)	パブリックコメント実施
平成 26 年 2 月 12 日 (水)	第 3 回旭市男女共同参画計画策定委員会 (1) 旭市男女共同参画計画 (案) について (2) 旭市男女共同参画計画 (概要版) について
平成 26 年 2 月 20 日 (木)	第 3 回旭市男女共同参画推進懇話会 (1) 旭市男女共同参画計画 (案) について (2) 旭市男女共同参画計画 (概要版) について
平成 26 年 3 月 12 日 (水)	旭市男女共同参画計画策定

## 世界・国・県の男女共同参画の動き

年号	世界	日本	千葉県
昭和 50 年 (1975)	・国際婦人年(目標:平等、開発、平和) ・「国際婦人年世界会議」 (メキシコシティ)「世界行動計画」 採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進本部に参与設置 ・婦人問題企画推進本部会議開催	
昭和 51 年 (1976)	・国連婦人の 10 年始まる(～1986 年)		
昭和 52 年 (1977)		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表 ・「国立婦人教育会館」オープン	・「千葉県婦人問題行政連絡協議会」設置
昭和 53 年 (1978)			・「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し「婦人班」を設置
昭和 54 年 (1979)	・第 34 回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		・各支庁に「婦人問題担当窓口」を設置
昭和 55 年 (1980)	・国連婦人の 10 年中間年世界会議開催 (コペンハーゲン)「国連婦人の十年後期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名	・婦人広報誌「ちばの婦人」創刊
昭和 56 年 (1981)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表	・「千葉県婦人施策推進総合計画」策定 ・「千葉県青少年婦人会館」開設
昭和 57 年 (1982)			・「婦人問題推進のつどい」開催
昭和 58 年 (1983)			・「女性管理能力養成講座」開設
昭和 59 年 (1984)	・「国連婦人の十年」ESCAP 地域政府間準備 会議開催(東京)	・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」 公布	
昭和 60 年 (1985)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 (西暦 2000 年に向けての)「婦人の地位向上 のためのナイロビ将来戦略」採択 (目標:平等、開発、平和)	・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」 施行 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	・「婦人問題に関する意識調査」実施 ・「千葉県婦人問題懇話会」設置
昭和 61 年 (1986)		・「婦人問題企画推進本部」拡充:構成を 全省 庁に拡大、任務も拡充 ・「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ・「男女雇用機会均等法」施行	・「婦人フォーラム」県大会開催 ・千葉県婦人計画策定 ・婦人の海外派遣(婦人のつばさ)実施
昭和 62 年 (1987)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 等に関する法律」(DV 防止法)改正	
昭和 63 年 (1988)	・女子差別撤廃条約実施状況第 1 回報告審査		・「国際婦人フォーラム」開催
平成元年 (1989)			・「婦人問題に関する意識調査」実施
平成 2 年 (1990)	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略 に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び 結論」採択		・「青少年婦人課」に「婦人政策室」設置
平成 3 年 (1991)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第 1 次)改定」策定 ・「育児休業法」公布	・「さわやかちば女性プラン」策定
平成 4 年 (1992)		「育児休業法」施行	・「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性 課女性政策室」と変更
平成 5 年 (1993)	・世界人権会議(ウィーン) ・国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣 言」採択		・千葉県女性白書「ちば女性のすがた」発刊 ・「男女共同参加型社会」に向けての県民 意識調査」実施
平成 6 年 (1994)	・女子差別撤廃条約実施状況第 2、3 回報告 審査 ・ESCAP 地域準備会議(ジャカルタ)	・総理府に男女共同参画室、男女共同参画 審議会、男女共同参画推進本部設置 (婦人問題企画推進本部を改組)	
平成 7 年 (1995)	・第 4 回世界女性会議開催 平等、開発、平和 のための行動(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化)	・第 4 回世界女性会議(NGO フォーラム) 派遣事業実施
平成 8 年 (1996)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネット ワーク)発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・「ちば新時代女性プラン」策定 ・「千葉県女性センター」開設
平成 9 年 (1997)		・「男女共同参画審議会設置法」施行 ・「男女雇用機会均等法」改正	
平成 10 年 (1998)		・男女共同参画審議会「男女共同 参画社会基本法について」答申	・「男女共同参画社会の実現に向けての県民 意識調査」実施
平成 11 年 (1999)	・ESCAP ハイレベル政府間会議 (バンコク)	・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「女性に対する暴力のない社会をめざして」 答申 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行	

## 世界・国・県の男女共同参画の動き

年号	世界	日本	千葉県
平成 12 年 (2000)	・国連特別総会「女性 2000 年 会議」開催 (ニューヨーク)	・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に 関する基本的方策」答申 ・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画 策定にあたっての基本的な考え方」答申 ・「ストーカー規制法」公布 ・「男女共同参画基本計画(第1次)」閣議決定	・「千葉県女性施策推進懇話会」を「千葉県男 女共同参画推進懇話会」へ改称 ・「青少年女性課女性政策室」から「男女共同 参画課」に改組
平成 13 年 (2001)		・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共 同参画局」に改組、「男女共同参画会議」設置 ・「仕事と子育て両立支援策の方針」決定・施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律」(DV 防止法)公布、施行	・「千葉県男女共同参画計画」策定
平成 14 年 (2002)		・「改正育児・介護休業法」施行	・「千葉県女性サポートセンター」開設 ・男女共同参画課内に DV 対策担当チーム設置
平成 15 年 (2003)	・女子差別撤廃条約実施状況 第 4、5回 報告 審査	・男女共同参画推進本部「女性チャレンジ支援策 の推進について」決定 ・「少子化社会対策基本法」公布、施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
平成 16 年 (2004)		・「配偶者暴力防止法」改正及び同法に基づく 基本方針の策定 ・「刑法」改正	・「男女共同参画社会の実現に向けての県民 意識調査」実施
平成 17 年 (2005)	・第 49 回国連婦人の地位委員会 (「北京+10」閣僚級会合)開催 (ニューヨーク)	・「改正育児・休業法」施行 ・男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成促進 に関する施策の基本的な方向について」答申 ・「男女共同参画基本計画(第 2 次)」閣議決定 ・女性の再チャレンジ支援策検討会議 「女性の再チャレンジ支援プラン」決定	
平成 18 年 (2006)	・第 1 回東アジア男女共同参画担 当大臣会合の開催(東京)	・「改正男女雇用機会均等法」改正	・「千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画」策定 ・「ちば県民共生センター」「同東葛飾センター」開設 ・「千葉県男女共同参画基本計画(第 2 次)」策 定
平成 19 年 (2007)	・第 2 回東アジア男女共同参画 担当大臣会合の開催(インド)	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」 改正 ・少子化社会対策会議「子供と家族を応援する日本」重 点取りまとめ ・「仕事と生活の調和(WLB)憲章」及び「仕事と生活の 調和推進のための行動指針」策定 ・「配偶者暴力防止法」改正	・「千葉県男女共同参画推進連携会議」発足 (第 1 回全体会議を開催)
平成 20 年 (2008)	・女子差別撤廃条約実施状況 第 6 回報告提出	・厚生労働省「新待機児童ゼロ作戦」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策に関する基本的な方針」改定 ・仕事と生活の調和推進室設置 ・女性の参画加速プログラム決定	
平成 21 年 (2009)			・「千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画(第 2 次)」策定 ・「男女共同参画社会の実現に向けての県民 意識調査」実施 ・千葉県女性サポートセンター改築
平成 22 年 (2010)		・「仕事と生活の調和(WLB)憲章」及び行動指 針改正 ・第 3 次男女共同参画基本計画策定	
平成 23 年 (2011)			・「第 3 次千葉県男女共同参画計画」策定
平成 24 年 (2012)			・「千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画 (第 3 次)」策定
平成 25 年 (2013)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 等に関する法律」(DV 防止法)公布	
平成 26 年 (2014)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 等に関する法律」(DV 防止法)施行	

# 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正：平成11年12月22日

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第12条）

#### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

#### 第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員

として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。

### 二 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### （社会における制度又は慣行についての配慮）

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### （政策等の立案及び決定への共同参画）

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### （国際的協調）

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### （国の責務）

**第8条** 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会

の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

**第9条** 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （国民の責務）

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### （法制上の措置等）

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### （年次報告等）

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### （男女共同参画基本計画）

**第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければ

ならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

#### （都道府県男女共同参画計画等）

- 第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### （施策の策定等に当たっての配慮）

**第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### （国民の理解を深めるための措置）

**第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### （苦情の処理等）

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。  
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（省略）

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年法律第31号)

最終改正：平成25年7月3日

## 目次

### 前文

### 第1章 総則(第1条・第2条)

#### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

### 第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条—第5条)

### 第3章 被害者の保護(第6条—第9条の2)

### 第4章 保護命令(第10条—第23条)

### 第5章 雑則(第23条—第28条)

#### 第5章の2 補則(第28条の2)

### 第6章 罰則(第29条・第30条)

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### (定義)

**第1条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消さ

れた場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### (国及び地方公共団体の責務)

**第2条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

**第2条の2** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

**第2条の3** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

### （配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこ

と。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### （婦人相談員による相談等）

**第4条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### （婦人保護施設における保護）

**第5条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第3章 被害者の保護

### （配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

### （配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

**第7条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、

第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### (警察官による被害の防止)

**第8条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

**第8条の2** 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

**第8条の3** 社会福祉法（昭和26年法律第455号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

**第9条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (苦情の適切かつ迅速な処理)

**第9条の2** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第4章 保護命令

### (保護命令)

**第10条** 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、しゅう又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がそされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため

当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

- 第11条** 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

- 第12条** 第10条第1項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
  - 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
  - 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助

若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない

#### （迅速な裁判）

**第13条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### （保護命令事件の審理の方法）

**第14条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### （保護命令の申立てについての決定等）

**第15条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにそ

の旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相

談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

#### （即時抗告）

**第16条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### （保護命令の取消し）

**第17条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立

てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

#### (第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

**第18条** 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

**第19条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方については、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

**第20条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

**第21条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

**第22条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

#### (職務関係者による配慮等)

**第23条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

#### (教育及び啓発)

**第24条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

#### (調査研究の推進等)

**第25条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

#### (民間の団体に対する援助)

**第26条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対

し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

**(都道府県及び市の支弁)**

**第27条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

**(国の負担及び補助)**

**第28条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
  - 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
  - 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

**第5章の2 補則**

**(この法律の準用)**

**第28条の2** 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

**第6章 罰則**

**第29条** 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第30条** 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

**附 則 〔省略〕**

## 旭市男女共同参画推進懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 男女共同参画社会の形成を推進するにあたり、広く市民の意見を聴くため、旭市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について協議し、意見等を市長に提言する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の推進
- (2) 男女共同参画計画の策定及び推進
- (3) その他男女共同参画社会の形成に必要な事項

### (組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 地域住民を代表する者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民生活課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

## 旭市男女共同参画推進懇話会委員名簿

No.	氏 名	性別	区 分	備 考
1	多田 清司	男	第1号委員	元公立学校長
2	宮崎 富士子	女	〃	社会保険労務士
3	◎ 宮本 英一	男	第2号委員	社会教育委員会議議長
4	柳 明美	女	〃	保健推進員協議会会長
5	飯田 登起夫	男	〃	民生委員児童委員連絡協議会副会長(平成26年1月13日まで)
	伊藤 和男	男	〃	民生委員児童委員連絡協議会副会長(平成26年1月14日から)
6	金親 大	男	〃	前JAちばみどり青年部委員長
7	藤代 美恵子	女	〃	旭市商工会女性部副部長
8	遠藤 洋子	女	第3号委員	千葉県男女共同参画地域推進員
9	高木 弘子	女	〃	〃
10	○ 林 芳枝	女	〃	人権擁護委員

◎会長、○副会長

任期：平成25年6月1日～平成27年5月31日

旭市男女共同参画計画  
平成26年3月

発行：旭市

編集：旭市市民生活課

〒289-2595 旭市二の1920番地

電話 0479-62-5396 FAX0479-62-5855

E-mail [shimin-seikatsu@city.asahi.lg.jp](mailto:shimin-seikatsu@city.asahi.lg.jp)